

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）や、総務省のe-Gov法令検索で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「事務費の負担」です。

第48講 「事務費の負担」

（確定拠出年金法第3条ほか）

確定拠出年金という「事務費」とは、企業型年金または個人型年金の実施に要する事務に係る費用のことです。

事務費に関する規定としては、確定拠出年金法第3条（企業型年金規約の承認）、第55条（個人型年金規約の承認）があり、このほかに法令解釈や確定拠出年金Q&Aにも記載があります。

まず、確定拠出年金法第3条をみてみましょう。

第3条は、企業型年金規約に関する規定です。このうち、第3項には企業型年金規約に記載すべき事項が定められており、その一つとして第11号に「企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項」が定められています。具体的に記載すべき事項は、法令解釈第1-4により、次の事項が挙げられます。

- ①運営管理機関に係る事務費の額又はその算定方法、その負担の方法
- ②資産管理機関に係る事務費の額又はその算定方法、その負担の方法
- ③いわゆる「投資教育」に要する費用の額又はその算定方法、その負担の方法
- ④加入者等の運用指図に基づいて資産管理機関が行う、契約の締結、変更または解除その他の措置に要する費用がある場合における負担の方法

このうち③については、投資教育の実施が、確定拠出年金法第22条により事業主の責務として定められていることから、基本的には事業主が全額負担するものと想定されており、加入者等に負担させることは認められません（確定拠出年金Q&A-No.79）。

一方、①、②、④については、規約に記載すべき負担の方法に、「事業主の負担割合と加入者等の負担割合に関すること」が含まれるため、事業主、加入者等のいずれがどれくらい負担するのかを労使合意の上で定めることとなります。事業主、加入者等のいずれがどれくらい負担するのかは、企業型年金導入の経緯などにより異なり一概には言えませんが、例えば、制度運営の基本的な枠組みである①②は事業主が負担し、運用指図によりその額が異なる④は加入者等が負担するなどの取扱いが考えられます。

なお、④について、ファンドの内枠で徴収される信託報酬や信託財産留保額等は、確定拠出年金法第24条により運営管理機関が提供すべき運用方法に係る情報の1つに該当しますが、これについても、企業型年金規約に加入者等の負担となることを定める必要があります（確定拠出年金Q&A-No.81）。

このように、企業型年金の事務費の負担は基本的には企業型年金規約ごとに定められることとなります。これに対し、個人型年金ではどのように定められているのでしょうか。確定拠出年金法第55条をみてみましょう。

確定拠出年金法第55条は、個人型年金規約に関する規定です。このうち第2項第7号に、個人型年金規約に記載すべき事項の1つとして、「個人型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項」が定められており、この点においては企業型年金と同様です。もっとも、企業型年金とは異なり、事業主と加入者等のいずれがどれくらい負担するのか

といった問題が生じることはなく、個人型年金規約では、加入者等が負担する事務費に関する事項が記載されることとなります。

個人型年金規約では、加入者等が「手数料」として負担する事務費として次のものが定められています。

- ①国民年金基金連合会が徴収する手数料
- ②運営管理機関が徴収する手数料
- ③特定運営管理機関（国民年金基金連合会に自動移換された者の記録管理等を行う運営管理機関）が徴収する手数料
- ④事務委託先金融機関が徴収する手数料（個人別管理資産の管理に要する手数料）

このうち①国民年金基金連合会が徴収する手数料については、以下のように個人型年金規約で具体的な金額が定められています（個人型年金規約第 85 条、142 条）。

- ⑤新たに加入者等の資格を取得したとき 2,829 円
- ⑥掛金の収納及びこれに付随する事務に係る手数料 収納 1 回当たり 105 円
- ⑦国民年金基金連合会に自動移換されたとき 1,048 円
- ⑧掛金を還付する必要があるとき 1,048 円

これに対し、②運営管理機関、③特定運営管理機関、④事務委託先金融機関が徴収する手数料については、「徴収することができる」という定めに留まり、加入者等の負担があるか否か及びその額は、サービスの内容等に照らしてそれぞれの機関が定めることとなります（個人型年金規約第 144 条、145 条）。このことから、個人型年金では、加入者等が運営管理機関を選定する際に、手数料を比較することが重要なポイントの 1 つとなっています。

なお③特定運営管理機関は、一の運営管理機関が担っているため、iDeCo 公式サイトでは手数料の額が記載されています。主な手数料としては以下のものがあります。

- ⑨自動移換されるとき 3,300 円
- ⑩自動移換されている間 1 か月当たり 52 円
- ⑪個人型年金、企業型年金へ個人別管理資産を移換するとき 1,100 円
- ⑫脱退一時金を受け取るとき 4,180 円

確定拠出年金ではどのような事務費があるのか、企業型年金と個人型年金ではどのような違いがあるのか、誰がいから負担するのかはどのように決定されるのかなどについて確認し、理解することが重要です。

※記載内容は 2021 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。